

# 市民税 県民税

# 申告が始まります

**申告期間** 2月7日(木) 3月17日(月)

平成20年度に納めていただく市民税・県民税の申告を2月7日(木)から3月17日(月)まで、各地区の会場(4・5ページ参照)で受け付けます。

申告が必要なかたには、1月31日(木)に「平成20年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封している「申告の手引き」をよく読み、正しく記入して申告してください。税務署に所得税の確定申告をするかたは、この申告は不要です。



## 申告が必要なかた

平成20年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次のいずれかにあてはまるかた

- 平成19年中に次の所得があったかた：
  - 自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約による一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得など
  - 公的年金を受給しているかたで、所得控除を受けようとするかた
  - 公的年金から所得税が天引き(源泉徴収されている場合は、税務署に確定申告が必要です)
  - サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかにあてはまるかた
    - 平成19年中に退職し、その後再就職していないかた
    - 年末調整に間に合わなかったり、付け忘れた所得控除を受けようとするかた
- 平成19年中に所得はないが、税に関する証明書や申告書の写しが必要なかた

## 申告に必要なもの

にチェックしよう!



- 印鑑と申告書：申告書は会場にも用意してあります
- 給与、公的年金などの所得があったかたは、平成19年分の源泉徴収票
- 事業や不動産による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など：収支内訳書で、事前に計算してください
- 農業による所得があったかたは、農協などからの平成19年産米穀売渡証明書と各種証明書(拠出金、補償金など記載のもの)：収支内訳書で、事前に計算してください
- 配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類
- 平成19年中に支払った国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料の領収書、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額の分かるもの、生命保険・地震保険などの控除証明書
- 障害者控除を受けるかたは障害者手帳または障害者控除対象者認定書(下の枠内を参照)。いずれも写し可

## 申告が不要なかた

税務署に所得税の確定申告をするかた：確定申告については、5ページをご覧ください

## 障害がある高齢のかたへ 障害者控除対象者 認定書を交付します

要介護(要支援)の認定を受けている65歳以上のかたは、認知症や老化などで障害者に準ずると認められると「障害者控除対象者認定書」が交付され、市・県民税や所得税の申告のときに障害者控除を受けることができます。

認定書の申請は、控除を受けようとするかたの印鑑(扶養親族などが申請する場合はそのかたの印鑑も)を持って、介護・高齢福祉課、河辺市民センター、雄和市民センターへどうぞ(申請書は秋田市ホームページからも入手できます)。

各種障害者手帳をお持ちのかたは、申請の必要はありません

問 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069



申告会場と日程は4ページから

3月17日  
まで!



平成18年末までに入居し、住宅ローンがあるかた

# 住宅ローン控除の申告を

昨年の税源移譲によって所得税額が減ったため、所得税から住宅ローン控除を引ききれない場合があります。

そこで、税源移譲の前後で負担が変わらないよう、税源移譲により所得税で控除できなかった分を翌年度の住民税から控除することになりました(税の還付ではなく減額です)。今回の申告で減額されるのは平成20年度分の市・県民税です。

**対象** 平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている①か②のかた

①平成19年分給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が「所得控除の額の合計額」より大きく、「源泉徴収税額」が「0円」のかた

例	3466400 >	2070000	0
---	-----------	---------	---

給与所得の源泉徴収票

②所得税の確定申告書(AかB)の「所得金額の合計額(Aながら・BならC)が「所得から差し引かれる金額の合計額(A②・B②⑤)」より大きく、「A②・B②⑦欄」から「住宅借入金等特別控除(A②④・B③⑩)」を引いた額が0円以下のかた

配当控除などがある場合は対象とならないことがあります

所得税の確定申告書Aの場合

## 申告方法

① 市町村民税の住宅借入金等特別税額控除申告書を入手

対象①のかたは「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」、対象②のかたは「確定申告書を提出する納税者用の申告書を使います。窓口で入手：市民税課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、各地域センター  
市民税課ホームページから入手：  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/in/pv/>

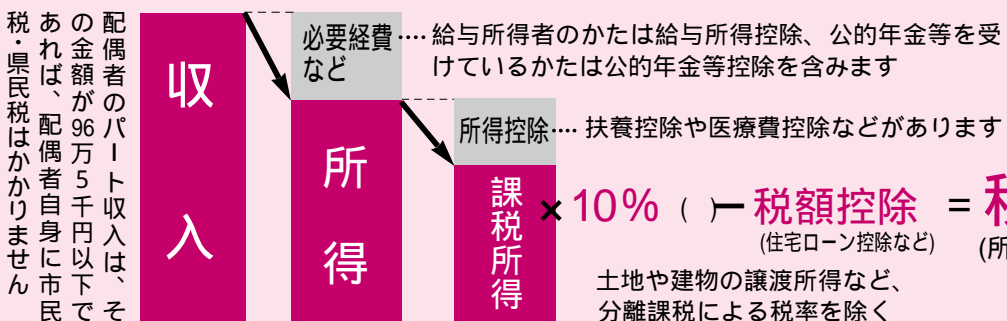
② 申告書(対象①のかたは源泉徴収票も)を市民税課に提出

3月17日(月)まで、郵送または直接、〒010-8560秋田市役所市民税課 (tel)0866-20554〜5ページに掲載している申告相談会場にも提出できるほか、対象②のかたは、確定申告書と一緒に税務署へ提出することもできます。

知っておきたい!

## 市民税・県民税のしくみ

市民税・県民税の所得割額は、収入から必要経費などと所得控除を引いた「課税所得」に10%の税率をかけた後、税額控除を引いて出すんだ。自分が受けることができる控除は忘れずに申告しよう!



### 問い合わせ

市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055  
河辺市民センター 税務班 ☎(882)5171  
雄和市民センター 税務班 ☎(886)5540

# 申告会場と日程

申告期間

2月7日(木)

3月17日(月)

2月24日、3月2日の日曜日は、サンパル秋田でも申告を受け付けます。

市民税・県民税は、前年の所得(3ページ参照)に対し、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税される税金です。正しい税額を計算するためには、みなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしくお願ひします。

各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

	地区	とき	ところ	受付時間
中央地域	千秋	2月14日(木)	明德地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	中通	2月26日(火)	市役所職員研修棟第2研修室 	午前9時~ 午後4時30分
	大町	2月26日(火)		
	保戸野	2月18日(月)		
	高陽	2月25日(月)		
	旭北	2月18日(月)		
	南通	2月12日(火)		
	八橋	3月5日(水)・6日(木)		
	川尻	2月21日(木)・22日(金)		
	旭南	2月19日(火)		
	川元	2月20日(水)		
	茨島	2月27日(水)・28日(木)		
	山王	3月7日(金)		
	泉	3月3日(月)・4日(火)		
	榎山	2月14日(木)・15日(金)		
東部地域	手形	2月13日(水)	旭川地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	手形山	2月14日(木)	明德地区コミュニティセンター	午前9時~午後4時30分
	東通・横森・桜	2月14日(木)・15日(金)	東地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	広面	2月14日(木)・15日(金)	東地区コミュニティセンター	
	柳田	2月19日(火)・20日(水)	東部公民館	
	柳田	2月19日(火)・20日(水)	東部公民館	
	旭川・新藤田・添川・濁川・山内・仁別	2月13日(水)	旭川地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	太平	2月13日(水)	太平地域センター	午前9時~午後4時30分
	桜ガ丘・桜台・大平台・山手台	2月29日(金)	市役所職員研修棟第2研修室	午前9時30分~11時30分
	下北手	2月18日(月)	下北手地域センター	午前9時30分~午後3時
下北手	2月19日(火)・20日(水)	東部公民館	午前9時30分~午後3時	
西部地域	勝平	2月21日(木)・22日(金)	勝平地区コミュニティセンター	午前9時~午後4時
	新屋	3月10日(月)~12日(水)	新屋支所	午前9時30分~午後3時
	新屋	3月10日(月)~12日(水)	新屋支所	
	浜田	2月8日(金)	浜田地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	豊岩	2月7日(木)	豊岩地域センター	午前9時30分~午後3時
	下浜	2月12日(火)	下浜地域センター	午前9時30分~午後3時
南部地域	牛島東	2月27日(水)	南部公民館	午前9時30分~午後3時
	大住・牛島(東以外)	2月7日(木)	大住地区コミュニティセンター	午前9時~午後4時30分
	卸町	2月29日(金)	市役所職員研修棟第2研修室	午前9時30分~午後3時
	御野場・四ツ小屋	2月26日(火)	御野場地域センター	午前9時30分~午後3時
	御所野・四ツ小屋	2月12日(火)	秋田テルサ第3会議室	午後1時30分~3時30分
	上北手	2月18日(月)	上北手地域センター	午前9時30分~午後3時
	仁井田	2月7日(木)	大住地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
仁井田	2月25日(月)	仁井田中央会館	午前9時30分~午後3時	
仁井田	2月26日(火)	御野場地域センター	午前9時30分~午後3時	
仁井田	2月27日(水)	南部公民館	午前9時30分~午後3時	
北部地域	寺内	2月8日(金)	寺内地域センター	午前9時30分~午後3時
	外旭川	3月13日(木)	外旭川地域センター	午前9時~午後4時
	土崎港(東・北以外)	3月14日(金)・17日(月)	土崎支所	午前9時30分~午後3時
	土崎港東	3月6日(木)・7日(金)	将軍野地域センター	
	将軍野	2月28日(木)・29日(金)	港北地区コミュニティセンター	午前9時30分~午後3時
	将軍野	3月6日(木)・7日(金)	将軍野地域センター	
	将軍野	2月28日(木)・29日(金)	港北地区コミュニティセンター	
	飯島	2月28日(木)・29日(金)	飯島地域センター	午前9時30分~午後3時
	飯島	3月4日(火)・5日(水)	飯島地域センター	
	港北・土崎港北	2月28日(木)・29日(金)	港北地区コミュニティセンター	午前9時30分~11時30分
	金足	2月15日(金)~22日(金)	新あきた農協追分支店	
金足	3月3日(月)	金足地域センター	午前9時30分~午後3時	
下新城	2月15日(金)~22日(金)	新あきた農協追分支店	午後1時30分~3時30分	
下新城	3月3日(月)	下新城地域センター	午前10時~午後4時	
上新城	3月3日(月)	上新城地域センター		
全地区		2月24日(日)、3月2日(日)	サンパル秋田大会議室	午前9時~午後4時30分
		3月10日(月)~17日(月)	市役所職員研修棟第2研修室	



## 確定申告をお忘れなく

### 申告受付期間

所得税 2月18日(月)～3月17日(月)  
 贈与税 2月1日(金)～3月17日(月)  
 消費税(個人事業者) 3月31日(月)まで

平成19年分の所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は、期限内に行いましょう。

申告書は秋田南・北税務署、下記申告書作成会場で受け付けます。受付時間は平日の午前9時～午後4時。また、国税庁ホームページから電子申告(e-tax)もできます。http://www.nta.go.jp/

秋田南税務署の 秋田県労働会館  
 申告書作成会場 「フォーラムアキタ」  
 秋田北税務署の セリオン2階  
 申告書作成会場 イベントホール

**確定申告の  
 問い合わせ** 秋田南税務署tel(832)4121秋  
 田北税務署tel(845)1161



## 税理士がお答えします 確定申告無料相談

給与所得者、年金所得者、小企業の事業所得者が対象です。所得計算・申告書作成・消費税などの相談に、税理士が無料で応じます。

東北税理士会tel(832)2331

### 東北税理士会秋田南支部

とき / 2月15日(金)～17日(日)  
 午前9時～11時と  
 午後1時～3時に受け付け  
 ところ / 秋田駅トピコ3階会議室  
 来場者が多いため、相談時間は1人1時間以内です

### 東北税理士会秋田北支部

とき / 2月22日(金)、  
 2月25日(月)～29日(金)  
 午前9時～午後4時  
 ところ / 土崎支所3階

## 河辺の受付時間はいずれも午前9時～正午、午後1時～4時30分

地区	とき	ところ
岩見	2月29日(金)	東生活改善センター
上三内	3月3日(月)	上三内農村集落センター
中央部	3月4日(火)	岩見三内地区コミュニティセンター
下三内	3月5日(水)	
神内、大張野	3月6日(木)	神内公民館
大沢、赤平・高岡	3月7日(金)	赤平ふれあい館
豊島(北野田高屋・松澗を除く)	3月10日(月)	戸島ふるさとセンター
諸井、松澗	3月11日(火)	河辺総合福祉交流センター
北野田高屋	3月12日(水)	
和田	3月13日(木)	
上記までに相談できなかったかた	3月14日(金) 17日(月)	

地区	とき	ところ
下黒瀬、椿岱	2月15日(金)午前9時～正午	雄和地域活動センター大会議室(雄和市民センター2階)
戸賀沢、左手子、山崎	2月15日(金)午後1時～4時	
銅屋	2月18日(月)午前9時～正午	
萱ヶ沢、白鳥の丘	2月18日(月)午後1時～4時	
平尾鳥(竹ノ花・中田・藤森)、中ノ沢	2月19日(火)午前9時～正午	
平尾鳥(中村・中山・善知鳥)、三替沢	2月19日(火)午後1時～4時	
神ヶ村	2月20日(水)午前9時～正午	
繋、水沢	2月20日(水)午後1時～4時	
新波	2月21日(木)午前9時～正午	
碓田、高清水、向野	2月21日(木)午後1時～4時	
種沢	2月22日(金)午前9時～正午	
椿川、妙法	2月22日(金)午後1時～4時	
芝野	2月25日(月)午前9時～正午	
鹿野戸、上大部	2月25日(月)午後1時～4時	
平沢、相川宿舎	2月26日(火)午前9時～正午	
安養寺、寺沢	2月26日(火)午後1時～4時	
本田、沖村	2月27日(水)午前9時～正午	
高野	2月27日(水)午後1時～4時	
女米木	2月28日(木)午前9時～正午	
湯野目、糠塚、石田	2月28日(木)午後1時～4時	
上記までに相談できなかったかた	2月29日(金)、3月3日(月)・4日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時	

郵送申告なら  
 待ち時間ゼロ！

申告会場が混み合って長時間お待ちさせる場合があります。申告の相手が混み合っています。申告の相談が必要ないかたは、申告書に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、市からお送りした申告書に同封してある返信用封筒で3月17日(月)まで、郵送してください。「郵送申告」は、申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。

